

目取高裁

山本

Yūji Yamamoto

祐司

下卷

物語

日本評論社

第12章

激動

最高裁の「思想基準」

最高裁内部の緊張は高まっていた。石田は眉間にしわをよせ固い表情をしていた。事務総長の岸は長官室との往復が多くなった。政権を持っている自民党が昭和四五年の運動方針案の中で、青法協を「共産主義思想を持つ政治団体」と決めつけ、それに加入している裁判官を問題にする意向を明らかにした時、石田は「内部粛清」は一刻も猶予できないと決意していた。

青法協は昭和二九年の創立当時には、平野龍一（のち東大総長）、加藤一郎（のち東大総長）らも名前を連ねていた。その後昭和三八年になって青法協は学者・弁護士部会と裁判官部会に分かれたが、裁判官部会のほうはその活動にとくに制約はない学者・弁護士部会との間に一定の距離をおき、活動も憲法の理念を裁判実務の上に反映させるための相互研鑽・研究の発表などに限定し、機関紙「かがり篝火」を発行していた。この頃の紙面をみると、「結社の自由と政治性」「裁判の科学性」「血液検査における警察官の人権感覚」「反時代的感想」などの論文が載っている。

「裁判所の中でね、上下のへだたりもなく、自由に研究成果や考え方を話し合えるのは、青法協しかない。裁判官が勉強するのに青法協の学者や弁護士と付き合って少しも悪いとは思わない。何をそんなに神経をかき立てるんですか」と会員裁判官は言う。この程度の活動に強大な自民党が何を恐れるのか。最高裁がなぜ追従しようとするのか。それは昭和三六年、青法協が日民協（日本民主法律家協会）に団体加入したことで無関係ではない。

「青法協と日民協の間には明確な一線があります。日民協には団体加入の青法協に指示する権限はありません。日民協が独自に行う小選挙区制反対、ベトナム戦争反対、自衛隊反対、日米安保廃棄提案などが、保守陣営には二重写しになって見え、怒りをかきたてているのでしょう」と青法協の会員裁判官は言った。

青法協に所属する大勢力の裁判官が、日民協の影響を受けていると危惧されているところへ、最高裁の都教組判決が追い打ちになって、ついに政権をにぎる自民党の保守政治家の怒りが爆発した、と見える。青法協加入の裁判官が現体制転覆をはかっている、と自民党に思い込まれていることが、最高裁にとっては重要なのだ。

とくに石田には「どんなことでも政権党に攻撃をしかけられるスキを作ってはならぬ」という決意がある。政治家にはすぐ最高裁を人事で制圧しようという性癖がある。それは前年の自民党裁判制度特別委設置問題の対立でもわかつている。自民党に指摘されないうちに裁判所のことは内部で規制しなければならぬ、というのが石田の信念であった。

最高裁内部で進められていた青法協対策が極秘のうちに決められた。これが表面化した時、最高裁

の行動は早く、しかもその決定は全裁判官に思想のワクをはめるものであったから影響は大きかった。石田としては、最高裁の決定として打ち出す時期を慎重にはかっていたに違いない。

四月一日、最高裁は司法研修所を巣立つ修習生のうち裁判官を希望した六八人について調査した結果、六五人には合格としたが、三人については不採用とした。

そのうち二人が青法協会員であったことから青法協問題が一挙に重大問題へと発展した。「憲法で保障された思想・信条の自由に対する侵害ではないか」と、青法協（佐々木秀典議長・弁護士）は不採用修習生が最高裁当局に理由を求めると全面的に支援した。初めてのことであった。最高裁は「人事の秘密」を理由に青法協側の質問には歯牙もかけなかった。

両者の間には険悪な空気が流れた。そして最高裁はすさまじい反撃にでるのである。その一週間後の七日朝、最高裁は一五判事全員を招集して裁判官会議を開いた。

そこで青法協問題に対する見解の統一をはかってから、最高裁は事務総長・岸盛一に声明（正式には談話）を発表させるのである。慎重に「青法協」の名前を伏せてはいるが、誰でも読めばすぐわかる書き方で青法協を政治的色彩を帯びた団体と決めつけた。それがまた青法協の強い反発をも呼ぶのである。

岸談話は言う。

「裁判官はその職責上、特に政治的中立性が強く要請されているのは当然のことである。裁判は国民の信頼の基礎の上に成り立っているものであり、裁判官は常に政治的に厳正中立であると国民から受けとられるような姿勢を堅持していることが肝要である。裁判官が政治的色彩を帯びた団体に加入

していると、その裁判官の裁判がいかに公正なものであっても、その団体の構成員であるがゆえに、その団体の活動方針に沿った裁判がなされたと受けとられる恐れがある。

裁判官は各自、深く自戒し、いずれの団体にせよ、政治的色彩を帯びる団体に加入することは慎むべきである。以上は最高裁判所の公式見解である」

青法協の会員裁判官たちは反発した。「実態も知らないで冗談じゃないよ。政治的色彩を帯びた団体と見ているのは最高裁ぐらいじゃないのか。裁判官は実社会の動きに目をつぶり孤立していると言うのか」——と最高裁と会員裁判官の間に、青法協についての認識が大きくかけ離れたままに「青法協」問題はエスカレートしていくのである。

法務省は札幌地裁に係争している「長沼ナイキ訴訟」担当の福島重雄裁判長に対して、「不公平な裁判をする恐れがある」と忌避を申し立てた。最高裁の岸談話を巧みに利用して「福島が、政治的色彩を帯びた団体」である青法協会員であること」を理由としてあげた。この忌避申立ては結局札幌地裁から却下されてしまうが、政府機関である法務省が最高裁の「反青法協」の戦列に加わったことが重みを持った。

「最高裁の岸談話は、国民というより政権を握る自民党に聞かせることにより重要な意味があったような気がする」と会員裁判官は言った。自民党は事態の推移を見守っていたが、岸声明から一カ月もたたない五月二日、石田自らが裁判官の思想について追い討ちをかけるのだ。

石田は「憲法記念日」にちなんだ記者会見で初めて、「裁判官として好ましくない思想」をとりあげた。石田は「思想基準」として、「極端な国家主義者、無政府主義者、はつきりした共産主義者の

裁判官は道義上、好ましくない」と明言した。

石田が覚悟した上での「所信」であった。これまで青法協の措置が、自民党の裁判攻撃をかわすための内部の自主規制的な性格を持っていたが、こんどは石田が自信をもって推し進めている「信念」そのものを前面に出した。

しかし人の思想を問題にすることは至難のことと言わねばならない。たとえば「共産主義者」との判断はどうするのか。終戦直後に経験した、「右翼・軍国主義者パージ」やそのあとの「レッド・パージ」では追放該当の調査自体が恣意的であるケースも目立って、無関係の人が追放されてしまう悲劇も起きている。

日本のような狭い国土に人々が密集している社会では、「あいつはアカだ」という囁きが村八分になつたり、追放の有力な理由になつたりした。とくに「らしき者」には魔女裁判的要素が色濃くなる。もちろん石田は「道義上、好ましくない」と言っただけで、法律上の措置に触れたわけではないが、トップの最高裁長官が公式に表明したことは裁判官の心理に暗い影を落としたことは間違いない。

「もしかしたら私はレッテルを貼られたのではないか」と心配する「その他大勢」の人たちの間では深刻な動揺をもたらした。

石田自身が「道義上、好ましくない」と思っている裁判官は、「重要な仕事やポストには絶対につけない」と考えるだろう。このことは裁判官の人事や昇格、昇給に影響するからだ。「身を守るために自分のカラに閉じこもり、肝心の裁判から覇気も熱気もなくなった」と述懐する裁判官もいる。石田の言葉は裁判所の隅々まで行き渡って、裁判官の心理を抑制して冷えびえとした空気とともに定着し

た。

ことに翌四六年三月、最高裁の石田コートが、みせしめのように優秀な裁判官の再任希望を拒否して、裁判所から追放した事件と合わせてみると、最高裁の恐ろしさがよくわかるのだが、この事件はのちに記す。

石田の憲法記念日の発言は、慎重に言葉を選びながらも石田らしい大胆さが見えるのが特徴である。石田発言はこんな風に展開した。

「裁判官は憲法の精神を生かし、法律を解釈して裁判をする立場にあり、憲法を是認し憲法に沿った考え方をしなければならぬ。

極端な国家主義者、軍国主義者、無政府主義者、はつきりした共産主義者ということになると、少なくとも道義的には裁判官としては好ましくない。そのような主義者がその世界観に基づいて裁判をすると、裁判官の職務と矛盾し、ある意味では職場に違反することも起き得る。裁判官が従うべき良心とは全人格であり、世界観と裁判の場での良心の使い分けはむづかしいだろう。

個人の思想、信条を表現するだけでは、裁判官を罷免したり再任を拒否したりする事由には当たらない。しかしモラルの問題として好ましくない。裁判官はあくまで政治的に中立でなければならない。ある色彩を持つような政治的活動をする団体に密接な関係を持つと、その人の裁判は公正であっても世間からは、ああいう人だからそういう結論が出たと思われる」

石田が打ちあげた裁判官の思想基準は法曹界に深刻な波紋を描いた。いったい、思想を判断するのは誰なのか、また本当の狙いは何なのか。

山本祐司 (やまもと ゆうじ)

1936年中国奉天市に生まれ、山口県萩市で育つ。
早稲田大学法学部を卒業し、毎日新聞社に入社。
社会部で10年間司法記者クラブに在籍したのち、
横浜支局長、社会部長を経て編集委員で退社。
フリーライター。

著書に『東京地検特捜部』（角川文庫）、『巨悪
は眠らせない』（同前）などがある。

最高裁物語(下巻)

●———1994年6月30日 第1版第1刷発行
1995年12月20日 第1版第5刷発行

著 者——山本祐司

発行者——大石 進

発行所——株式会社 日本評論社

〒170 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話03-3987-8621(販売) 8598(編集)

振替00100-3-16

印刷所——港北出版印刷株式会社

製本所——誠製本株式会社

装 幀——駒井佑二

検印省略 © Y. Yamamoto 1994

ISBN 4-535-58174-6

Printed in Japan